

第77回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（午前9時30分開場）

場所

東京都千代田区三番町1-5
石油健保ビル3階 C会議室
(前回の定時株主総会と会場が異なりますので、末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

決定事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

CAPITA

株式会社 CAPITA
証券コード 7462

証券コード 7462
2026年6月11日
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都豊島区巣鴨1丁目11番1号
株式会社CAPITA
代表取締役CEO宮 田 浩 二

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第77回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.capita-inc.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所のウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに記載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権は書面又はインターネット等（パソコン、スマートフォン等）によって事前に行使用することができますので、当日ご出席されない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁～4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認の上、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 東京都千代田区三番町1-5
石油健保ビル3階 C会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
3. 招集に当たっての決定事項

【書面による議決権行使の場合】

議案に対して賛否の表示がされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2026年6月25日(木曜日)午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年6月25日(木曜日)午後6時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年6月26日(金曜日)午前10時

❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後6時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

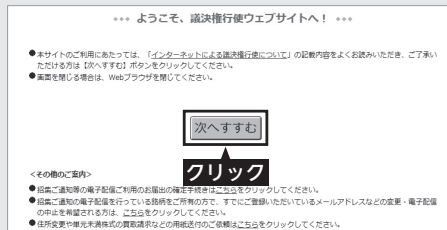
議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

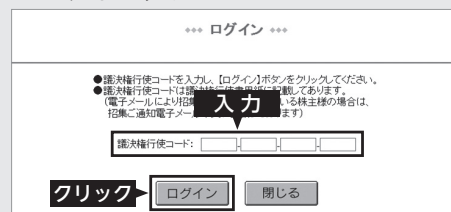
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



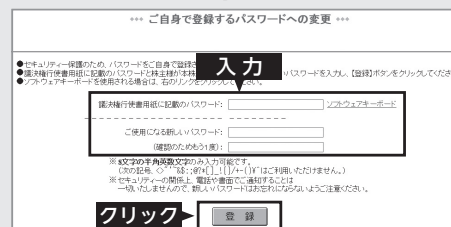
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」、その下に株主様をご使用になる「パスワード」を確認含め2回入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第77期の期末配当につきましては、配当性向につき40%を基本とする方針や財務体力、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があることを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき11円 配当総額45,220,890円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

将来における当社及び子会社の戦略的事業提携やM&A、今後の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するための変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条	第2条
当社は、次の事業を営むことを目的とする。	当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～9. <省略>	1. ～9. <現行どおり>
10. 日用雑貨品、医薬部外品、医療用器具、園芸品ならびにペット（愛玩動物）の販売	10. 日用雑貨品、医薬部外品、 <u>化粧品</u> 、医療用器具、園芸品ならびにペット（愛玩動物）の販売
11. ～28. <省略>	11. ～28. <現行どおり>
<新設>	29. <u>アプリケーションソフトウェアの企画開発、販売、運営及びそれらのコンサルティング</u>
<新設>	30. <u>有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業</u>
<新設>	31. <u>インターネットのコンテンツ、ウェブサイト、ウェブシステム、ウェブデザイン、それらを利用したサービス及びAI（人工知能）を利用したサービスの企画、開発、制作、提供、配信</u>
29. 前各号に附帯する一切の業務	32. 前各号に附帯する一切の業務
<新設>	附則
	第2条の規定の変更は、2026年6月29日から効力が生ずるものとし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除する。

3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会 2026年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年6月29日（予定）

第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

監査等委員でない取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	みや 田 浩 二	再任	代表取締役 CEO	3回／3回 (100%)
2	きく 池 正 俊	再任	取締役 会長	19回／19回 (100%)
3	たけ 下 匡 啓	新任	社外取締役／監査等委員	15回／15回 (100%)

候補者番号 1

宮田 浩二 (みやた こうじ)

再任

生年月日

1962年4月12日生

所有する当社の株式数
80,000株**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1986年 4月 株式会社池田銀行（現㈱池田泉州銀行） 入行
2012年 6月 株式会社池田泉州銀行 C S本部 部長
兼 アジアチャイナ推進部長
2013年 6月 同行 執行役員 営業企画部長 兼 ステーション
ネット支店長 兼 アジアチャイナ本部 副本部長
2014年 4月 同行 執行役員 企画部長
2014年 6月 株式会社池田泉州ホールディングス 取締役
株式会社池田泉州銀行 取締役 企画部長
2015年 5月 同行 取締役 アジアチャイナ本部長 兼 アジア
チャイナ推進部長 兼 蘇州駐在員事務所担当
2016年 6月 同行 常務執行役員 C S本部阪神地区本部長
兼 兵庫地区本部長
2018年 5月 同行 常務執行役員 C S本部大阪中央地区本部長
兼 本店営業部長 兼 京都支店担当
2019年 5月 同行 常務執行役員 C S本部大阪中央地区本部長
兼 京都支店担当
2019年 6月 同行 専務執行役員 C S本部大阪中央地区本部長
兼 京都支店担当
2020年 4月 同行 専務執行役員 C S本部営業改革担当
2020年 7月 同行 専務執行役員 本店営業本部長
2022年 6月 同行 専務執行役員 大阪中央営業本部長
2025年 6月 同行 顧問
2025年 7月 当社 顧問
2025年12月 池田泉州銀行 顧問退任
2025年12月 当社 顧問退任
2026年 1月 当社 代表取締役CEO（現任）

取締役の候補者とした理由

同氏は金融業界における豊富な経験を有しております。同氏の金融・経営に関する高度な知見を経営に反映させることで当社の経営体制が強化され、企業価値が大きく向上することが期待されると判断し、取締役としての選任を引き続きお願いするものです。

候補者番号 2

菊池 正俊 (きくち まさとし)

再任

生年月日

1981年5月27日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社の株式数
689株

2000年 4月 当社 入社
2007年 4月 当社 佃大橋 S S 所長
2014年 4月 当社 S S 事業部課長代理
2016年 4月 当社 S S 事業部課長
2017年 4月 当社 S S 事業部次長
2019年 4月 当社 S S 事業部部长
2020年 4月 当社 営業部部长
2023年 6月 当社 取締役営業部部长
2024年 11月 当社 代表取締役社長
2026年 1月 当社 取締役会長 (現任)

取締役の候補者とした理由

菊池正俊氏は、営業部門における豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、取締役としての選任を引き続きお願いするものです。

候補者番号 3

竹下 国臣 (たけした くにのみ)

新任

生年月日

1972年1月26日生

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 5月 ヒーローメーカー有限会社 取締役
2020年 1月 MBK トレーディング合同会社 代表取締役
(現任)
2025年 6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)

取締役の候補者とした理由

竹下国臣氏は、様々な企業、事業を経て新規事業の経験と知識を有しており、客観的な立場からその知見を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員として就任いただき、積極的に意見、進言等をしていただいていたしましたが、同氏の人脈、見識等を当社の事業に活かし、事業推進を行えるものと判断し、新任の監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員でない取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
- 3.取締役会への出席状況については、宮田氏は2026年1月22日開催の臨時株主総会において取締役に就任、竹下氏は2025年6月6日の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。
 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数	
1	北 戸 草 太	再任	社外	社外取締役／監査等委員	18回／19回 (94%)
2	佐 藤 泰 行	新任	社外	—	—
3	水 島 健 太 朗	新任	社外	—	—

候補者番号 1

北戸 草太（きたど そうた ）

再任 社外

生年月日

1992年7月23日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2013年 5 月 株式会社フォレストサービス 入社
 2017年 6 月 株式会社ネクストスタンダード 入社
 2021年 7 月 株式会社FIERTE 入社（現任）
 2024年 6 月 当社 取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

北戸草太氏は、さまざまな企業、事業を経て新規事業の経験と知識を有しており、客観的な立場から当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役での選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号 2

佐藤 泰行 (さとう やすゆき)

新任

社外

生年月日

1978年4月29日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年 5 月 株式会社 OUNH 入社

2018年12月 株式会社 LHS 代表取締役 (現任)

所有する当社の株式数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

佐藤泰行氏は、さまざまな企業、事業を経て新規事業の経験と知識を有しており、客観的な立場から当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役での選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

水島 健太郎 (みずしま けんたろう)

新任

社外

生年月日

1984年6月29日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2005年 4 月 有限会社 ライブフードプロデュース 入社

2008年 4 月 株式会社 フードスコープ 入社

2014年 3 月 株式会社 ダイヤモンドダイニング 入社

2023年 5 月 株式会社 FIERTE 入社 (現任)

所有する当社の株式数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

水島健太郎氏は、さまざまな企業、事業を経て新規事業の経験と知識を有しており、客観的な立場からその知見を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役での選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 北戸草太氏、佐藤泰行氏及び水島健太郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 佐藤泰行氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が規程する独立役員となる予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (以下「D&O保険」という。) 契

約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

5. 各候補者の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結している再任となる北戸草太氏については同内容の契約を継続し、新任となる佐藤泰行氏、水島健太郎氏は同内容の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1号に規定する最低責任限度額を予定しております。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国経済は、雇用や所得の環境の改善は続き、緩やかな回復基調に推移しているものの物価上昇、円安や人手不足、国際情勢の不安定な状況もあり混沌となりました。

このような状況の下、当社におきましては地域の皆様を中心としたライフラインの機能性が高い事業を営む企業として、引き続き「安全・安心」と「安定供給」を最優先し、経営資源の有効活用をテーマに環境に応じた運営方針により、業績の回復に努めてまいりました。

当連結会計年度の売上高は21億7百万円、営業損失は30百万円、経常損失は49百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1億36百万円となりました。

セグメント別の業績につきましては、各事業のページのとおりであります。

売上高	前年比	営業損失	前年比
21億719万円	—%	△3014万円	—%
経常損失	前年比	親会社株主に帰属する当期純利益	前年比
△4998万円	—%	1億3695万円	—%

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

石油事業

主要な事業内容

サービスステーション等、石油製品の卸・直販の経営・中古車販売および鋳金事業の経営

石油事業におきましては、燃料油販売は補助金の継続から価格の安定は安定しておりましたが、当社では販売網の縮小もあったことから、販売数量、売上共に減少となりました。

当社SS事業部に関しましては、引き続き販売数量と適正な口銭（マージン）確保を根幹に収益の確保の為、人材の集中化を図り油外販売面に重点をおいた、改善を引き続き行っております。油外販売面ではコーティングや車検・車販、レンタカーなどの改善を中心とした収益の効率化を図っております。

これらの結果2026年3月期のSS事業部に関しましては前年同期と比べ、減収増益となりました。

石油商事事業部は、石油卸部門では仕入れ先の見直しや営業コストの見直しを継続的に行っております。また、原油価格の高騰による業績への影響を最小限に抑える為、小口配送やその他出荷形態などで、お客様の細かな要望に応える事に努め、引き続き収益基盤の確立を行っております。

販売数量に関しましては、インタンクユーザーの施設老朽化や顧客ごとの利益性の見直しから、前年マイナスとなりました。燃料口銭（マージン）に関しましては補助金による価格安定の効果もあり堅調を維持しました。また物販部門においてはメインであるゴムネットの販売以外にも新商品の取り扱いをスタートし事業拡大に努めております。

これらの結果、石油商事事業部は販売管理費の見直しも行き、減収増益となりました。

石油事業全般におきましては、売上高17億37百万円、営業利益1億1百万円となりました。

専門店事業

主要な事業内容

サイクルショップ「コギー」の経営

専門店事業部におきましては、自転車業界を取り巻く課題、昨今の物価高、円安の影響もあり自転車本体の価格高騰が続く影響で依然として新車の買い替え需要が減少しております。2025年度も専門店事業部の営業活動としては、SNSやホームページのブログ、外部媒体を活用した情報発信を基軸に集客販促活動に努め、販売力向上に取り組み、店舗利用価値の向上に努めました。

これらの結果、専門店事業部におきましては、売上高88百万円、営業損失15百万円となりました。

なお、専門店事業部におきましては、2025年7月1日に事業譲渡を行いました。

不動産事業

主要な事業内容

賃貸用オフィスビル店舗ビルの経営および販売用不動産の販売

不動産事業部におきましては、当社の巣鴨ダイヤビルは満室状況であり、計画的な修繕を継続しつつ、ビルの資産価値の維持と入居者様への安全・安心の提供に努めております。トランクルームの運営につきましても安定した状況が続いております。なお、川口ダイヤピア、セルフ岩切は資産入れ替えの為に売却し、収益性の高い販売用不動産を5件取得しました。

これらの結果、不動産事業部におきましては、売上高2億65百万円、営業利益1億27百万円となりました。

ファンド事業

主要な事業内容

成長企業への投資

ファンド事業におきましては、2025年11月にバイオ・サイト・キャピタル株式会社を子会社化したことにより新たに加わり、成長企業への投資及び投資先支援に努めてまいりました。万博ファンドでは投資組入れを進

め、スタートファンドでは投資先支援及びEXITに向けた対応を継続しております。これらの結果、ファンド事業におきましては、売上高15百万円、営業利益0.9百万円となりました。

(各事業ごとの売上高)

事業	売上高	構成比
	百万円	%
石油事業	1,737	82.4
専門店事業	88	4.2
不動産事業(ラボ事業含む)	265	12.6
ファンド事業	15	0.7
合計	2,107	100.0

2. 設備投資等および資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は、10百万円であります。その主なものは、巢鴨Sの洗車機の取得等によるものです。これらの所要資金は、自己資金でまかないました。

3. 対処すべき課題

中東情勢緊迫化に伴う原油高、ガソリン等に関する補助金の行方の不透明さ、石油由来商品の流通の混乱、続く円安傾向等、日本経済の先行きを見通すのが困難な状況が続くなか、当社においては、下記の基本方針を遵守し、以下のとおり営業利益の必達に全力を傾注してまいります。

<石油事業 サービスステーション事業部>

- ①引き続き油外粗利の最大化を目指し、状況に応じた施策立案と行動計画を実施する。
- ②CSを通し、安心してご利用いただけるサービスの提供を実現する。
- ③人材育成計画を実行し、スタッフスキルの向上を図る。

<石油事業 石油商事事業部>

- ①直需部門の新規顧客獲得を行い販売数量の確保に努める。
- ②適正口銭の確保および配送の効率化を図り、さらなる収益改善を実現する。
- ③物販部門の新規商材導入の販促を進める。

<不動産事業>

- ①入居テナント様のニーズに応じたビル管理を実施する。
- ②計画的な修繕を実施し、ビルの資産価値の維持と入居者様への安全・安心の提供に努める。

③不動産販売事業を拡充する。

<ファンド事業>

- ①投資先企業への支援を通じ、投資価値の向上を図る。
- ②スタートファンドについて、満期を見据えたEXIT対応を着実に進める。
- ③将来のファンド運営に向け、投資候補先の発掘および運営基盤の整備を行う。

<管理部門>

- ①営業部との連携を強化し、予算の必達と安定した財務内容の改善を実現する。
- ②社内システムの運用精度を高め、経理事務・店舗事務の効率化を図る。
- ③コンプライアンスを遵守し、法令改正に的確に対応する。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 74 期 2023年 3 月期	第 75 期 2024年 3 月期	第 76 期 2025年 3 月期	第77期 (当連結会計年度) 2026年 3 月期
売 上 高 (百万円)	3,344	3,044	3,369	2,107
経常利益又は損失(△) (百万円)	80	40	69	△49
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純利益 (百万円)	55	22	30	136
1株当たり当期純利益 (円)	15.49	6.30	8.35	36.00
総 資 産 (百万円)	2,569	3,004	2,888	5,430
純 資 産 (百万円)	1,490	1,506	1,524	1,987

(注) 第77期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容	所在地
パイオ・サイト・キャピタル株式会社	83百万円	63.7%	ラボ事業	大阪府

6. 主要な事業所および店舗（2026年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都 豊島区
サービスステーション	東京都豊島区など 4か所
不動産賃貸ビル等	東京都豊島区 1か所

7. 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末 比 増 減 (△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男 性	13	△24	46.7	14.0
女 性	1	△4	57.0	6.0
合計または平均	14	△28	47.5	13.4

- (注) 1. 従業員数には、嘱託社員 (4名) 及び準社員 (パートタイマー) などの臨時従業員は含めておりません。
2. 準社員 (パートタイマー) などの臨時従業員の期末人数は23名 (1日8時間換算) であります。

8. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (千円)
株式会社みずほ銀行	200,000
クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	304,000
株式会社紀陽銀行	628,401
株式会社武蔵野銀行	220,828
株式会社東日本銀行	29,165
朝日信用金庫	1,141,289

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 10,000,000株
2. 発行済株式の総数 4,110,990株 (自己株式 10株を除く)
3. 株主数 1,412名 (前期末比 370名増)
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社桃の木	920	22.3
KMOキャピタル有限責任事業組合	832	20.2
森下 竜一	179	4.3
光野 有二郎	100	2.4
森 猛	91	2.2
巣鴨信用金庫	80	1.9
宮田 浩二	80	1.9
神谷 浩和	49	1.2
森 重明	44	1.0
西澤 良記	38	0.9

(注) 持株比率は、自己株式10株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等(2026年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役 (代表取締役CEO)	宮田 浩二	株式会社flaro代表取締役
取締役 (会長)	菊池 正俊	
取締役 (管理部長)	新島 裕一	
取締役	司馬 澤治	
取締役 (監査等委員)	安部 修平	
取締役 (監査等委員)	北戸 草太	
取締役 (監査等委員)	竹下 国臣	

- (注) 1. 取締役のうち、司馬澤治、安部修平、北戸草太および竹下国臣の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、日常的な情報収集や会計監査人、内部監査部門と連携を図ることを役割とした特定監査等委員を選定しております。
3. 当社は社外取締役である竹下国臣氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員である取締役の山田俊徳氏は2025年6月6日開催の株主総会終結の時をもって辞任しております。
5. 監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選任しておりません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき社外取締役及び監査等委員全員と会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の業務として行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の損害賠償金および訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。但し、故意による任務懈怠ある場合、違法に利益若しくは便宜の供与を得た場合又は犯罪行為等に起因する場合は、補填の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。当該保険の保険料は当社が全額負担しております。

4. 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	5名	19,918千円
(うち社外取締役)	(1名)	(3,250千円)
取 締 役 (監査等委員)	4名	10,000千円
(うち社外取締役)	(4名)	(10,000千円)
合 計	9名	29,918千円
(うち社外役員)	(5名)	(13,250千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬限度額は2021年6月25日開催の第72回定時株主総会において、監査等委員でない取締役が月額15,000千円以内、監査等委員である取締役が月額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の対象取締役の員数は6名（うち、監査等委員でない取締役は3名、監査等委員である取締役は3名。また、社外取締役は3名）です。

取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されており、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

取締役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会の協議により決定しており、監査等委員の報酬等は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。

当事業年度は2025年6月26日開催の取締役会で、取締役報酬金額の決定については議長（代表取締役社長 菊池正俊）に一任する旨、議案に諮り承認可決されております。

取締役会が代表取締役へ個別の報酬額を一任した理由は当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであり、取締役会は、代表取締役社長が個別の報酬額の決定において考慮した事項が決定方針に沿うものであると事後的に協議する等の措置を講じていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 当事業年度末現在の取締役は7名、うち監査等委員でない取締役は4名（社外取締役1名）、うち監査等委員である取締役が3名（社外取締役3名）であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、上記報酬等の額には2026年6月26日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の報酬等も含んでいるためであります。

5. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

- ・取締役司馬澤治氏

当事業年度に開催された15回の取締役会のうち14回に出席いたしました（同氏は2025年6月6日の定時株主総会において監査等委員でない取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております）。様々な事業経験と専

門的な知識に基づき、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。

・取締役（監査等委員）安部修平氏

当事業年度に開催された19回の取締役会のうち19回に出席し、14回の監査等委員会のうち14回に出席いたしました。豊富な経理及び監査業務の経験と専門的な知識に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。

・取締役（監査等委員）北戸草太氏

当事業年度に開催された19回の取締役会のうち18回に出席し、14回の監査等委員会のうち14回に出席いたしました。他企業における豊富な経験を活かし、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。

・取締役（監査等委員）竹下国臣氏

当事業年度に開催された15回の取締役会のうち15回に出席し、11回の監査等委員会のうち11回に出席いたしました（同氏は2025年6月6日の定時株主総会において監査等委員である取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会及び監査等委員会の出席状況を記載しております）。他企業における豊富な経験を活かし、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人薄衣佐吉事務所

2. 会計監査人の報酬の額

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 21,575千円 |
| (2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,575千円 |

(注1) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結しておりません。

V. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス全体を統轄する組織として、代表取締役を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、取締役及び使用人が、企業理念及び社内規程に則り、法令・定款および社会規範等を遵守することを周知・徹底する。
- (2) またコンプライアンスの推進については、管理部が中心となり取締役および使用人に対して、階層別に必要な教育・研修等を定期的に行う。
- (3) さらに業務執行部門から独立した内部監査室が、当社におけるコンプライアンスの状況を定期的に監査する。また内部監査室内に、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人が直接情報提供できるように、内部通報制度の窓口を設置する。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、不当な要求に対しては会社を挙げて組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令上保存を義務付けられている文書および重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し適切に保管・管理を行う。
- (2) 取締役及び監査等委員は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全体を統轄する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表を本部長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置する。
- (2) リスク管理活動については管理部が統括し、社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を子会社管理規程によって管理する他、親会社の取締役を子会社の役員に就任させてガバナンスを確保しております。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて当該使用人を置くものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員を補助すべき使用人は、監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下でその業務を遂行し、またその人事に係る事項の決定は、監査等委員会の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員は、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べるができる。
- (2) 監査等委員は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
- (3) 取締役および使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。
- (4) 内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査等委員会に報告するものとする。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、代表取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。
- (2) 監査等委員は、必要に応じて弁護士、会計監査人その他の専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

会社体制の運用状況概要

当社は、上記「内部統制システムに関する基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、取締役会、経営会議を毎月開催し、問題事案の検討および改善策、再発防止策の協議を行っております。また、情報セキュリティ強化のための対策を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,032,835	流 動 負 債	1,186,463
現金及び預金	1,471,595	買掛金	26,018
売掛金	160,921	短期借入金	654,000
商業投資有価証券	2,270,618	一年以内返済予定長期借入金	235,762
その他の	59,157	未払法人税等	132,987
貸倒引当金	73,331	株主優待引当金	19,080
投資損失引当金	△40	役員賞与引当金	7,626
	△2,749	その他の	110,988
固 定 資 産	1,397,532	固 定 負 債	2,256,662
有 形 固 定 資 産	1,163,732	長期借入金	1,951,521
建物及び構築物	108,931	退職給付に係る負債	3,018
機械装置及び運搬具	2,449	役員退職慰労引当金	35,021
工具器具備品	8,196	繰延税金負債	3,269
土地	1,038,775	再評価に係る繰延税金負債	124,219
リース資産	5,379	その他の	139,611
		負 債 合 計	3,443,126
無 形 固 定 資 産	14,067	純 資 産 の 部	
のれん	12,552	株 主 資 本	1,633,976
その他の	1,514	資 本 金	90,000
		資 本 剰 余 金	426,463
投資その他の資産	219,733	利 益 剰 余 金	1,117,514
投資有価証券	61,495	自 己 株 式	△1
退職給付に係る資産	38,865	その他の包括利益累計額	223,074
繰延税金資産	16,583	その他有価証券評価差額金	△3,312
その他の	129,448	土地再評価差額金	226,386
貸倒引当金	△26,660	非支配株主持分	130,191
資 産 合 計	5,430,368	純 資 産 合 計	1,987,241
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,430,368

連 結 損 益 計 算 書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,107,195
売 上 原 価		1,471,386
売 上 総 利 益		635,809
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		665,949
営 業 損 失 (△)		△30,140
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,434	
そ の 他	6,736	9,170
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,773	
そ の 他	237	29,010
経 常 損 失 (△)		△49,980
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	204,144	
事 業 譲 渡 益	26,672	
そ の 他	1,091	231,908
特 別 損 失		
店 舗 閉 鎖 損 失	3,967	
減 損 損 失	236	4,203
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		177,724
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		133,314
法 人 税 等 調 整 額		△96,373
当 期 純 利 益		140,784
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,831
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		136,952

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	90,000	276,439	881,868	△88,816	1,159,490
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△39,642		△39,642
親会社株主に 帰属する当期純利益			136,952		136,952
土地再評価差額金の取崩			138,336		138,336
株式交付による増加		150,024		88,815	238,839
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
連結会計年度中の 変動額合計	—	150,024	235,646	88,815	474,485
2026年3月31日残高	90,000	426,463	1,117,514	△1	1,633,976

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
2025年4月1日残高	—	364,723	364,723	—	1,524,214
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△39,642
親会社株主に 帰属する当期純利益					136,952
土地再評価差額金の取崩		△138,336	△138,336		—
株式交付による増加					238,839
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,312	—	△3,312	130,191	126,878
連結会計年度中の 変動額合計	△3,312	△138,336	△141,649	130,191	463,027
2026年3月31日残高	△3,312	226,386	223,074	130,191	1,987,241

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

バイオ・サイト・キャピタル株式会社

当連結会計年度において、バイオ・サイト・キャピタル株式会社の株式63.8%を取得したため、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

イノベーションサポート沖縄株式会社

連結の範囲から除いた理由

上記非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

イノベーションサポート沖縄株式会社

持分法を適用しない理由

上記非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がない為、持分法の適用から除いております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（連結貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

石油事業 総平均法。但し、油外商品については最終仕入原価法

不動産事業 個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております

(リース資産除く) ただし、建物及び2016年4月以降取得した建物附属設備、構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産除く)

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に依っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、過去の実績に基づき、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

投資損失引当金 投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社である、バイオ・サイト・キャピタル株式会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定は、簡便法によっております。

また、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社は、石油事業、専門店事業において、商品の販売に係る収益を計上しており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

また、不動産事業においては、顧客との不動産売買契約に基づき商品を引き渡す履行義務と、顧客との不動産賃貸借契約に基づく不動産の賃貸に係る履行義務を負っております。不動産売買契約に基づく収益は商品を引き渡す一時点において、不動産賃貸借契約に基づく収益は契約で定められた一定の期間にわたり、顧客が当該商品またはサービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

ファンド事業においては、契約に基づいて、当社グループが運用するファンドを管理・運用する履行義務があり、管理報酬と成功報酬に分けられます。管理報酬については、契約で定められた一定期間にわたり顧客が当該サービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、成功報酬については契約で定められた一時点で認識される変動対価であり、収益の著しい減額が発

生しない可能性が高いと見込まれた時点で、収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 36,897千円

繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

当社グループは、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、将来減算一時差異の解消見込、予測される翌期の課税所得等を考慮して、会計上の見積りを行っております。

不安定な世界情勢が当社グループの将来収益に与える影響やその他将来の不確実な経済条件の変動による影響を客観的に予測することが困難であることから、過去の予算達成率を加味して算定した翌期の課税所得見込みに基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。主要な仮定は、翌期の課税所得見込みに含まれる売上高であります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 販売用不動産の評価

販売用不動産 2,240,237千円

棚卸資産評価損 33,263千円

販売用不動産は商品に、棚卸資産評価損は売上原価に含まれております。

当社グループは、販売用不動産について、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下していると判断し、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味

売却価額との差額は当連結会計年度の費用として処理しております。

販売用不動産の正味売却価額の見積りの基礎となる販売見込額は、物件ごとの現況に応じて、物件の立地、規模、周辺の売買取引事例やNOI利回りの状況、販売実績、外部業者による価格査定結果等を踏まえ算出しており、販売見込額を主要な仮定としております。

販売見込額の前提条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度における連結計算書類において販売用不動産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産（帳簿価額）

建	物	94,614千円
土	地	1,031,597千円
商	品	1,713,804千円
合	計	2,840,015千円

担保に係る債務

短期借入金	354,000千円	
一年以上以内返済予定長期借入金	219,094千円	
長期借入金	1,939,024千円	
合	計	2,512,119千円

2. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

建物及び構築物	486,521千円
機械装置及び運搬具	74,668千円
工具器具備品	44,422千円
リース資産	710千円

3. 土地の再評価

当社は、「土地再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地

の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の連結会計年度末における時価が再評価後の帳簿価額より上回っている為、連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額の記載を行っておりません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済み株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	4,111,000			4,111,000
合計(株)	4,111,000			4,111,000
自己株式				
普通株式(株)	507,100		507,090	10
合計(株)	507,100		507,090	10

(変動事由の概要)

自己株式数の減少は、当社を株式交付親会社、バイオ・サイト・キャピタル株式会社を株式交付子会社とする株式交付に伴うものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日

2025年 6月6日 定時株主総会	普通株式	21,623	利益剰余金	6.00	2025年 3月31日	2025年 6月9日
2025年 9月10日 取締役会	普通株式	18,019	利益剰余金	5.00	2025年 9月30日	2025年 11月25日

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年 6月26日 定時株主総会	普通株式	45,220	利益剰余金	11.00	2026年 3月31日	2026年 6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。営業投資有価証券は、当社子会社及び当社子会社が管理・運営する投資事業組合が有する株式であります。上場株式については、市場価格の変動リスク及び信用リスクにさらされております。また、未上場株式については、投資先の信用リスクにさらされており、市場価格がないことから時価の把握が極めて困難であります。そのため、投資段階において投資委員会による事前審査を行うとともに、投資先の信用リスク、財務状況等を継続的にモニタリングしております。投資先企業の財務状況が悪化した場合は、評価基準に基づき評価を行い、必要に応じて損失処理または投資損失引当金を計上しております。なお、投資有価証券は全て未上場株式であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額82,702千円）は下表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	連結決算日における時価	差額
(1) 営業投資有価証券	37,950	37,950	—
(2) 長期借入金(※1)	2,187,284	2,187,284	—

※1.一年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 営業投資有価証券

上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであります。短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
賃貸等不動産	483,792	289,458
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	653,004	1,437,144

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 時価の算出方法は、主として社外の不動産鑑定士による不動産調整報告書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	石油事業	専門店事業	不動産事業	ファンド事業	
一時点で移転される財又はサービス	1,737,739	88,336	808	920	1,827,805
一定の期間に移転される財またはサービス	—	—	264,498	5,450	269,949
顧客との契約から生じる収益	1,737,739	88,336	265,306	6,370	2,097,754
その他の収益				9,441	9,441
外部顧客への売上	1,737,739	88,336	265,306	15,812	2,107,195

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は前受金として表示しており、期首現在の契約負債残高は、43,230千円であり、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は、43,230千円であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	483円40銭
2. 1株当たり当期純利益	36円00銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 多額な資金の借入

当社は、2026年4月24日開催の取締役会において、朝日信用金庫より当座貸越契約に基づく資金の借入を行うことを決議し、下記のとおり借入を行っております。

資金用途	運転資金
借入先	朝日信用金庫
借入金額	1,000,000千円
金利	短期プライムレート
借入実行日	2026年4月24日
返済方法	随時返済
担保	当社保有物件

2. 株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、取締役会において株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を決議いたしました。概略は下記のとおりです。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、より投資しやすい環境を整えることで、個人投資家の新規参入を促します。これにより、広範な株主層の形成と市場流動性の向上を図り、投資家にとって利便性の高い投資環境を提供することを目的とします。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年6月30日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	4,111,000株
今回の分割により増加する株式数	4,111,000株
株式分割後の発行済株式総数	8,222,000株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

③日程

基準日公告日	2026年6月15日
基準日	2026年6月30日
効力発生日	2026年7月1日

④1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	241円70銭
1株当たり当期純利益	18円00銭

(3) 株式分割に伴う定款一部変更

①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、当社定款第5条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

②定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,000万株</u> とする。

③定款変更の日程

効力発生日 2026年7月1日

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,278,665	流動負債	1,110,334
現金及び預金	1,237,515	買掛金	26,018
売掛金	157,080	短期借入金	654,000
商その他の	1,840,951	一年以内返済予定長期借入金	219,597
	43,119	未払法人税等	112,578
		株主優待引当金	19,080
		その他の	79,060
固定資産	1,612,898	固定負債	1,869,616
有形固定資産	1,153,149	長期借入金	1,650,086
建物及び構築物	98,888	再評価に係る繰延税金負債	124,219
機械装置及び運搬具	2,449	その他の	95,310
工具器具備品	7,655		
土地	1,038,775		
リース資産	5,379		
		負債合計	2,979,951
無形固定資産	1,004	純資産の部	
その他の	1,004	株主資本	1,685,226
		資本金	90,000
		資本剰余金	426,463
		資本準備金	24,790
		その他資本剰余金	401,673
投資その他の資産	458,744	利益剰余金	1,168,764
投資有価証券	53,495	その他利益剰余金	1,168,764
関係会社株式	294,089	繰越利益剰余金	1,168,764
前払年金費用	38,865	自己株式	△1
繰延税金資産	16,583	評価・換算差額等	226,386
その他の	82,370	土地再評価差額金	226,386
貸倒引当金	△26,660	純資産合計	1,911,613
資産合計	4,891,564	負債・純資産合計	4,891,564

損 益 計 算 書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,024,095
売 上 原 価	1,433,626
売 上 総 利 益	590,469
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	571,280
営 業 利 益	19,188
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,559
そ の 他	7,075
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	28,603
そ の 他	233
経 常 利 益	2,986
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	204,144
事 業 譲 渡 益	26,672
特 別 損 失	
店 舗 閉 鎖 損 失	3,967
減 損 損 失	236
税 引 前 当 期 純 利 益	229,600
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	112,905
法 人 税 等 調 整 額	△71,507
当 期 純 利 益	188,202

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金
2025年4月1日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	881,868
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△39,642
当期純利益					188,202
土地再評価差額金の取崩					138,336
株式交付による増加			150,024	150,024	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	—	—	150,024	150,024	286,896
2026年3月31日残高	90,000	24,790	401,673	426,463	1,168,764

	株 主 資 本		評価・換算 差額等	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	土地再評価 差 額 金	
2025年4月1日残高	△88,816	1,159,490	364,723	1,524,214
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△39,642		△39,642
当期純利益		188,202		188,202
土地再評価差額金の取崩		138,336	△138,836	—
株式交付による増加	88,815	238,839		238,839
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—	—
事業年度中の変動額合計	88,815	525,735	△138,836	387,398
2026年3月31日残高	△1	1,685,226	226,386	1,911,613

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

石油事業……総平均法。但し、油外商品については、最終仕入原価法

不動産事業……個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、建物及び2016年4月以降取得した建物附属設備、構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 5～50年

機械装置および車両運搬具 2～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用期間)

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

株主優待引当金……株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、過去の実績に基づき、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、石油事業、専門店事業において、商品の販売に係る収益を計上しており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

また、不動産事業においては、顧客との不動産売買契約に基づき商品を引き渡す履行義務と、顧客との不動産賃貸借契約に基づく不動産の賃貸に係る履行義務を負っております。不動産売買契約に基づく収益は商品を引き渡す一時点において、不動産賃貸借契約に基づく収益は契約で定められた一定の期間にわたり、顧客が当該商品又はサービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 30,354千円

繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

金額の算出方法等その他の内容は連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 1. 繰延税金資産の回収可能性」と同一であります。

2. 販売用不動産の評価

販売用不動産 1,810,570千円

棚卸資産評価損(売上原価) 33,263千円

販売用不動産は商品勘定1,840,951千円に含まれております。

金額の算出方法等その他の内容は連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 2. 販売用不動産の評価」と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建	物	94,614千円
土	地	1,031,597千円
商	品 (販売用不動産)	1,284,136千円
合	計	2,410,348千円

担保に係る債務

短	期	借	入	金	354,000千円								
一	年	以	内	返	済	予	定	長	期	借	入	金	202,929千円
長	期	借	入	金	1,637,589千円								
合	計	2,194,519千円											

2. 有形固定資産の減価償却累計額

565,621千円

3. 保証債務に関する注記

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。

バイオ・サイト・キャピタル株式会社 317,600千円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債務 354千円

5. 土地の再評価

当社は、「土地再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条

第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額より上回っている為、事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額の記載を行っておりません。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高総額

営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	1,422千円
営業取引以外の取引高	
受取金配当金	3,125千円
上記以外の営業取引以外の取引高（収入分）	432千円

2. 減損損失

当社は、原則として事業用資産については、店舗別にグルーピングしております。また、遊休資産等については個々の物件ごとにグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである石油事業の資産グループ1店舗について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額236千円を減損損失に計上しております。

その種類ごとの主な内訳は以下のとおりであります。

建物附属設備 236千円

なお、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、帳簿価額の備忘価額を除いた全額を減損損失としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	4,111,000			4,111,000
合計 (株)	4,111,000			4,111,000
自己株式				
普通株式 (株)	507,100		507,090	10
合計 (株)	507,100		507,090	10

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 6月6日 定時株主総会	普通株式	21,623	利益剰余金	6.00	2025年 3月31日	2025年 6月9日
2025年 9月10日 取締役会	普通株式	18,019	利益剰余金	5.00	2025年 9月30日	2025年 11月25日

(2) 当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年 6月26日 定時株主総会	普通株式	45,220	利益剰余金	11.00	2026年 3月31日	2026年 6月29日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、主な原因は税務上の販売用不動産評価損の否認額、減損損失の否認額、貸倒引当金の否認額であり、繰延税金負債の発生は、主な原因は前払年金費用否認額であります。

なお、繰延税金資産から評価性引当額を控除しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項は有りません。

(収益認識に関する注記)

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は前受金として表示しており、期首現在の契約負債残高は、43,230千円であり、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は、43,230千円であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	465円00銭
2. 1株当たり当期純利益	49円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 多額な資金の借入

当社は、2026年4月24日開催の取締役会において、朝日信用金庫より当座貸越契約に基づく資金の借入を行うことを決議し、下記のとおり借入を行っております。

資金用途	運転資金
借入先	朝日信用金庫
借入金額	1,000,000千円
金利	短期プライムレート
借入実行日	2026年4月24日
返済方法	随時返済
担保	当社保有物件

2. 株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、取締役会において株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を決議いたしました。概略は下記のとおりです。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、より投資しやすい環境を整えることで、個人投資家の新規参入を促します。これにより、広範な株主層の形成と市場流動性の向上を図り、投資家にとって利便性の高い投資環境を提供することを目的とします。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年6月30日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された

株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	4,111,000株
今回の分割により増加する株式数	4,111,000株
株式分割後の発行済株式総数	8,222,000株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

③日程

基準日公告日	2026年6月15日
基準日	2026年6月30日
効力発生日	2026年7月1日

④1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たりの情報は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	232円50銭
1株当たり当期純利益	24円74銭

(3) 株式分割に伴う定款一部変更

①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、当社定款第5条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

②定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

②定款変更の内容

効力発生日 2026年7月1日

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社CAPITA
取締役会御中

監査法人 薄衣佐吉事務所
東京都文京区
指定社員 公認会計士 平谷 一 史
業務執行社員
指定社員 公認会計士 野木 雄 輔
業務執行社員

<連結計算書類監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CAPITAの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CAPITA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社CAPITA
取締役会御中

監査法人 薄衣佐吉事務所
東京都文京区
指定社員 公認会計士 平谷 一 史
業務執行社員
指定社員 公認会計士 野木 雄 輔
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CAPITAの2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等から状況報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び各部門からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立ち会うとともに説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人薄衣佐吉事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書の監査結果

会計監査人である監査法人薄衣佐吉事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

株式会社CAPITA 監査等委員会

監 査 等 委 員 安 部 修 平 ㊞

監 査 等 委 員 北 戸 草 太 ㊞

監 査 等 委 員 竹 下 国 臣 ㊞

(注) 監査等委員の安部修平、北戸草太、竹下国臣は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 東京都千代田区三番町 1 - 5
石油健保ビル 3階 C会議室

会場付近略図



交通のご案内

半蔵門線 半蔵門駅 徒歩7分
JR線 市ヶ谷駅 徒歩15分

お問い合わせ先 当社管理部 03-6277-5831

お願い：駐車場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。